

令和4年度ガイドライン 新旧対照表（中学校・高等学校）

新	旧	
<p>Ⅲ-1 7 学校行事</p> <p>7 学校行事 【高校教育指導課①・保健体育課②】</p> <p>学校行事やそれに関するLHR指導は、生徒の人格形成や主権者教育の推進を図る上で重要な意義があり、「心のケア」を図る上でも生徒同士の人間関係づくりは大切な取り組みであることを踏まえ、創意工夫すること。ただし、「3つの密」の回避を徹底できない場合は実施しないこと。</p> <p>なお、各学校行事を計画する際は、実施時期や開催方法等について、目的や感染拡大防止の観点を踏まえた上で計画すること。また、今後の感染状況等により急な変更や中止をせざるを得ない場合があることを想定しておくこと。</p> <p>(1) 全校集会や学年集会等</p> <p>複数の学年の生徒が一堂に集まって行う各種集会・行事等の実施にあたっては、換気の徹底、身体的距離の確保、近距離での会話や発声などの密接場面を作らない、時間を短くする等、感染防止対策を徹底すること。</p> <p>(2) 文化祭</p> <p>ア 感染拡大防止の観点から、実施時期、内容、方法等を検討すること。</p> <p>イ 一般公開を実施する場合は、来場者の健康観察の実施や必要に応じた人数制限を行うなど、感染防止を徹底すること。</p> <p>ウ 個々の企画においても、感染防止対策を徹底すること。なお、換気が保てず、身体的距離が確保できない性質の企画は実施しないこと。</p> <p>エ 準備日を含め、感染防止対策を徹底すること。また、発熱や咳等の風邪症状が見られる場合や家庭内に体調不良者（未診断の発熱等）がいる場合</p>	<p>Ⅲ-1 7 学校行事</p> <p>7 学校行事 【高校教育指導課①・保健体育課②】</p> <p>学校行事やそれに関するLHR指導は、生徒の人格形成や主権者教育の推進を図る上で重要な意義があり、「心のケア」を図る上でも生徒同士の人間関係づくりは大切な取り組みであることを踏まえ、創意工夫すること。ただし、「3つの密」の回避を徹底できない場合は実施しないこと。</p> <p>なお、各学校行事を計画する際は、実施時期や開催方法等について、目的や感染拡大防止の観点を踏まえた上で計画すること。また、今後の感染状況等により急な変更や中止をせざるを得ない場合があることを想定しておくこと。</p> <p>(1) 全校集会や学年集会等</p> <p>複数の学年の生徒が一堂に集まって行う各種集会・行事等の実施にあたっては、換気の徹底、身体的距離の確保、近距離での会話や発声などの密接場面を作らない、時間を短くする等、感染防止対策を徹底すること。</p> <p>(2) 文化祭</p> <p>ア 感染拡大防止の観点から、実施時期、内容、方法等を検討すること。</p> <p>イ 「一般公開」は実施しない。ただし、在校生の保護者等に対する公開は 修正 可能とする。なお、公開の有無やその範囲（人数）、把握方法、入場方法及び健康観察（検温）方法等については、感染防止の観点を踏まえ各学校の実態に応じて判断すること。</p> <p>ウ 個々の企画においても、感染防止対策を徹底すること。なお、換気が保てず、身体的距離が確保できない性質の企画は実施しないこと。</p> <p>エ 準備日を含め、感染防止対策を徹底すること。また、発熱や咳等の風邪症状が見られる場合や家庭内に体調不良者（未診断の発熱等）がいる場合</p>	

<p>は登校しないよう徹底すること。</p> <p>オ 昼食の時間や場所を適切に確保するなど、休憩・飲食等における感染防止対策を徹底すること。</p> <p>カ 調理を伴う企画は日頃から調理等を行っている専門学科や部活動のみとする。実施の際は、担当教員の適切な指導の下、健康観察やマスクの着用適切な調理場所の確保、手指及び機器の消毒等の衛生管理を徹底すること。</p> <p>なお、その場合であっても、飲食する場所を限定し、パーテーションの設置、マスク会食、十分な換気など感染防止対策を徹底すること。</p> <p>キ 袋入りの食品や飲料等の販売については、例えば、マスク及び手袋の着用、飲食スペースの座席の間隔、パーテーション、消毒、マスク会食、換気の徹底、手洗い場所の確保など、感染防止対策を徹底すること。</p>	<p>は登校しないよう徹底すること。</p> <p>オ 昼食の時間や場所を適切に確保するなど、休憩・飲食等における感染防止対策を徹底すること。</p> <p>カ 調理を伴う飲食物を他の生徒等に提供することは実施しないこと。</p> <p>キ 袋入りの食品や飲料等の販売については、例えば、マスク及び手袋の着用、飲食スペースの座席の間隔、パーテーション、消毒、マスク会食、換気の徹底、手洗い場所の確保など、感染防止対策を徹底すること。</p>	<p>修正</p>
<p>(3) 体育祭等</p> <p>ア 感染拡大防止の観点から、実施時期、内容、方法等を検討すること。</p> <p>イ 一般公開を実施する場合は、来場者の健康観察の実施や必要に応じた人数制限を行うなど、感染防止を徹底すること。</p> <p>ウ 熱中症の恐れがある場合や運動時を除き、可能な限りマスクを着用しての活動となるように内容を工夫する。</p> <p>エ 練習や準備の段階から重点取組を含む感染防止対策及び熱中症対策を徹底すること。</p> <p>オ 生徒の健康観察・体調確認を実施し、発熱や咳等の風邪症状がある生徒が参加しないよう徹底すること。</p> <p>カ 昼食の時間や場所を適切に確保するなど、休憩・飲食等における感染防止対策を徹底。</p> <p>(4) 芸術鑑賞会等</p> <p>ア 感染防止対策を徹底した上で実施すること。</p>	<p>(3) 体育祭等</p> <p>ア 感染拡大防止の観点から、実施時期、内容、方法等を検討すること。</p> <p>イ 「一般公開」は実施しない。ただし、在校生の保護者等に対する公開は可能とする。なお、公開の有無やその範囲（人数）、把握方法、入場方法及び健康観察（検温）方法等については、感染防止の観点を踏まえ各学校の実態に応じて判断すること。</p> <p>ウ 熱中症の恐れがある場合や運動時を除き、可能な限りマスクを着用しての活動となるように内容を工夫する。</p> <p>エ 練習や準備の段階から重点取組を含む感染防止対策及び熱中症対策を徹底すること。</p> <p>オ 生徒の健康観察・体調確認を実施し、発熱や咳等の風邪症状がある生徒が参加しないよう徹底すること。</p> <p>カ 昼食の時間や場所を適切に確保するなど、休憩・飲食等における感染防止対策を徹底。</p> <p>(4) 芸術鑑賞会等</p> <p>ア 感染防止対策を徹底した上で実施すること。</p>	<p>修正</p>

<p>イ 学校外の会場を使用する場合は、使用する会場の管理者と十分に協議すること。また、参加人数等については県の対処方針の基準に従うこと。</p> <p>(5) 遠足など、泊を伴わない校外行事</p> <p>実施する場合においては、行事の目的、目的地等の感染状況、生徒の心情等を踏まえ、万全な感染防止対策や保護者の十分な理解を得るなどした上で実施すること。</p> <p>(6) 修学旅行（国内）など、泊を伴う校外行事（ただし、部活動等を除く）</p> <p>実施の可否については、以下の点を踏まえ、旅行業者との契約を確認の上、十分に協議し、キャンセル料等の保護者負担に配慮した上で、学校において適時に判断を行うこと。</p> <p>なお、その際、保護者等の十分な理解に努めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 目的地等の感染状況や感染防止対策 ○ 現地の医療体制等 ○ 生徒の心情等 ○ 実施時期 <p>ア 実施を検討する際は、「旅行関係業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き」（一般社団法人日本旅行業協会等作成）等を参考に、関係機関と十分な打ち合わせを行うこと。</p> <p>特に、食事等の感染リスクが高い場面は十分留意すること。</p> <p>イ 現時点でキャンセル料の予算措置の見込みはないので留意すること。</p> <p>ウ 校外行事を実施する際の留意点（遠足、修学旅行など）</p> <p>(ア) 実施前の健康観察を徹底すること。（例：Google classroomを活用する等）</p> <p>(イ) 実施計画における感染防止対策を徹底すること。（例：複数回の検温、食事等）</p> <p>(ウ) 実施中・実施前後に陽性者が確認された場合、速やかに県へ報告すること。</p> <p>(エ) 陽性者や濃厚接触者等が確認された場合の対応について、旅行先や契</p>	<p>イ 学校外の会場を使用する場合は、使用する会場の管理者と十分に協議すること。また、参加人数等については県の対処方針の基準に従うこと。</p> <p>(5) 遠足など、泊を伴わない校外行事</p> <p>実施する場合においては、行事の目的、目的地等の感染状況、生徒の心情等を踏まえ、万全な感染防止対策や保護者の十分な理解を得るなどした上で実施すること。</p> <p>(6) 修学旅行（国内）など、泊を伴う校外行事（ただし、部活動等を除く）</p> <p>実施の可否については、以下の点を踏まえ、旅行業者との契約を確認の上、十分に協議し、キャンセル料等の保護者負担に配慮した上で、学校において適時に判断を行うこと。</p> <p>なお、その際、保護者等の十分な理解に努めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 目的地等の感染状況や感染防止対策 ○ 現地の医療体制等 ○ 生徒の心情等 ○ 実施時期 <p>ア 実施を検討する際は、「旅行関係業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き」（一般社団法人日本旅行業協会等作成）等を参考に、関係機関と十分な打ち合わせを行うこと。</p> <p>特に、食事等の感染リスクが高い場面は十分留意すること。</p> <p>イ 現時点でキャンセル料の予算措置の見込みはないので留意すること。</p> <p>ウ 校外行事を実施する際の留意点（遠足、修学旅行など）</p> <p>(ア) 実施前の健康観察を徹底すること。（例：Google classroomを活用する等）</p> <p>(イ) 実施計画における感染防止対策を徹底すること。（例：複数回の検温、食事等）</p> <p>(ウ) 実施中・実施前後に陽性者が確認された場合、速やかに県へ報告すること。</p> <p>(エ) 陽性者や濃厚接触者が確認された場合の対応について、旅行先や契約</p>	<p style="text-align: right;">修正</p>
---	---	--------------------------------------

<p>約業者としっかり連携するとともに、学校の対応策（マニュアル）を作成し、教職員で共通理解を図ること。また、その対応について、生徒及び保護者の理解を得ること。</p> <p>(7) 修学旅行（国外）、海外派遣研修、海外交流機関の受入など 実施期間に、下記の4つの条件のうち1つでも該当する場合は渡航を中止すること。</p> <p>ア 派遣先、交流先である国や地域において、日本からの渡航者・日本人に対する入国禁止措置が取られている。</p> <p>イ 派遣先、交流先である国や地域において、入国後の行動制限措置が取られている。</p> <p>ウ 派遣先、交流先におけるプログラムにおいて、感染症対策が万全に講じられているとは認められない。</p> <p>エ 再入国時に、日本国内において待機期間に課業日が含まれる。</p> <p>なお、詳細は令和4年2月15日付け教高指第2349号「生徒の海外派遣研修等・留学・海外交流機関の受入に係る対応について（通知）」を参照すること。</p>	<p>業者としっかり連携するとともに、学校の対応策（マニュアル）を作成し、教職員で共通理解を図ること。</p> <p>(7) 修学旅行（国外）、海外派遣研修、海外交流機関の受入など 実施期間に、下記の4つの条件のうち1つでも該当する場合は渡航を中止すること。</p> <p>ア 派遣先、交流先である国や地域において、日本からの渡航者・日本人に対する入国禁止措置が取られている。</p> <p>イ 派遣先、交流先である国や地域において、入国後の行動制限措置が取られている。</p> <p>ウ 派遣先、交流先におけるプログラムにおいて、感染症対策が万全に講じられているとは認められない。</p> <p>エ 再入国時に、日本国内において待機期間に課業日が含まれる。</p> <p>なお、詳細は令和4年2月15日付け教高指第2349号「生徒の海外派遣研修等・留学・海外交流機関の受入に係る対応について（通知）」を参照すること。</p>	
<p>Ⅲ－1 8 部活動</p> <p>8 部活動 【保健体育課②・高校教育指導課①】</p> <p>(1) 基本的な考え方 コロナ禍の中での活動であるということを念頭に置き、感染・事故防止の対策を徹底した上で、生徒の安心・安全の確保を最優先とした活動を行うものとする。</p> <p>(2) 具体的な進め方 ア 活動日数及び1日当たりの活動時間等 (ア) 「埼玉県の部活動の在り方に関する方針」及び各学校の方針に基づく活動とする。</p>	<p>Ⅲ－1 8 部活動</p> <p>8 部活動 【保健体育課②・高校教育指導課①】</p> <p>(1) 基本的な考え方 コロナ禍の中での活動であるということを念頭に置き、感染・事故防止の対策を徹底した上で、生徒の安心・安全の確保を最優先とした活動を行うものとする。</p> <p>(2) 具体的な進め方 ア 活動日数及び1日当たりの活動時間等 (ア) 「埼玉県の部活動の在り方に関する方針」及び各学校の方針に基づく活動とする。</p>	

<p>(イ) 部活動における感染拡大を防止し、日々の活動及び大会への参加の機会を守ることが重要であることを踏まえ、「体調不良者の参加禁止の徹底」、「活動場所の換気の徹底」、「感染対策なしでの会話・飲食等の禁止」について、重点的に取り組む。</p> <p>(ウ) 陽性者発生時の初期対応を徹底する。部活動内で新型コロナウイルス感染症の陽性者が確認された場合は、原則3日間活動を停止する。また、その間に新たな陽性者が確認された場合は、活動停止期間を2日間延長し、5日間とする。</p> <p>部活動内での感染拡大防止のため、濃厚接触者相当の者を除く体調不良のない無症状者について、無料検査の受検を推奨する。</p> <p>(エ) 各地域の感染状況等を踏まえ、活動内容や時間等の計画を慎重に検討する。</p> <p>イ 校外活動や対外試合等</p> <p>(ア) 練習試合等は各地域の感染状況等を踏まえ、最小限の学校数に限定する。</p> <p>(イ) 県境をまたぐ活動は、感染拡大防止の観点を踏まえ、校長が実施の可否を慎重に判断する。</p> <p>(ウ) 生徒や教職員の感染拡大防止を優先し、各種団体等が主催する大会やコンクール等への出場については、校長が参加の可否を判断する。</p> <p>(エ) 県外の大会等に参加する場合は、令和4年1月27日付け教保体第1611号「部活動の大会等に出場する場合のPCR検査等の受検について(通知)」を参照し、PCR検査等の受検について配慮する。</p> <p>ウ 泊を伴う活動</p> <p>「Ⅲ-1-7(6) 修学旅行(国内)など、泊を伴う校外行事(ただし、部活動等を除く)」を参照し、県内及び遠征(宿泊)先の感染状況や感染防止対策、現地の医療体制等を慎重に検討し、校長が実施について判断すること。</p> <p>陽性者等が発生した場合の対応について、生徒及び保護者の理解を得る</p>	<p>(イ) 部活動における感染拡大を防止し、日々の活動及び大会への参加の機会を守ることが重要であることを踏まえ、「体調不良者の参加禁止の徹底」、「活動場所の換気の徹底」、「感染対策なしでの会話・飲食等の禁止」について、重点的に取り組む。</p> <p>(ウ) 部活動内で新型コロナウイルス感染症の陽性者が確認された場合は、原則1週間活動を停止する。</p> <p>(エ) 各地域の感染状況等を踏まえ、活動内容や時間等の計画を慎重に検討する。</p> <p>イ 校外活動や対外試合等</p> <p>(ア) 練習試合等は各地域の感染状況等を踏まえ、最小限の学校数に限定する。</p> <p>(イ) 県内及び県境をまたぐ活動は、感染拡大防止の観点を踏まえ、校長が実施の可否を慎重に判断する。</p> <p>(ウ) 生徒や教職員の感染拡大防止を優先し、各種団体等が主催する大会やコンクール等への出場については、校長が参加の可否を判断する。</p> <p>(エ) 県外の大会等に参加する場合は、令和4年1月27日付け教保体第1611号「部活動の大会等に出場する場合のPCR検査等の受検について(通知)」を参照し、PCR検査等の受検について配慮する。</p> <p>ウ 泊を伴う活動</p> <p>泊を伴う活動は、遠隔地で開催される全国大会(コンクール)等に出場するために、大会前日に現地に到着していなければ準備が間に合わない状況などのやむを得ない場合のみとし、目的地の感染状況や感染防止対策を踏まえ、校長が実施の可否を判断する。</p>	<p>(詳細は後日通知)</p> <p>修正</p> <p>修正 (詳細は後日通知)</p>
--	---	--

こと。

(3) 日常的な活動

ア 活動計画等

(ア) 顧問は、コロナ禍における活動として、必要性を十分考慮した上で、各中央競技団体及び各連盟のガイドライン等を遵守して計画を立て、生徒や保護者等に対して、丁寧な説明や対応を行い、理解を得た上で活動する。

(イ) 管理職は、計画を確認し、適切に指導する。

(ウ) 生徒本人や同居の家族に体調不良がある者の活動参加禁止を徹底する。

(エ) 感染への不安等から活動への参加をためらう生徒に対して、安心して参加しない選択ができる環境を整える。(参加を強制することや、参加しない生徒が不利になるような不適切な対応は、絶対に行わないこと。)

イ 感染防止対策・事故防止の徹底

(ア) 「体調不良者の参加禁止」、「活動場所の換気」、「感染対策なしでの会話・飲食等の禁止」(以下、「重点取組」という。)を徹底する。

(イ) 健康観察を徹底するとともに、体調不良者の活動参加禁止を徹底する。また、家庭内に体調不良者(未診断の発熱等)がいる場合にも、活動への参加を禁止すること。

(ウ) 専門家による学校訪問の結果やアドバイスを、各学校の感染防止対策の強化に活用する。

保健体育課ホームページ：

<https://www.pref.saitama.lg.jp/f2211/kansenshou.html>

(エ) 更衣場面、休憩場面、活動前後、登下校時等における感染防止対策を徹底する。

(オ) 部室の使用は原則禁止とし、更衣や道具の出し入れ等やむを得ない場合は、換気を十分に行いながらの使用を徹底する。

(カ) 活動場所の換気や飛沫感染防止策を徹底する。特に屋内運動競技での感染事例が多いことを踏まえ、サーキュレータ等を活用し、常時又は定

(3) 日常的な活動

ア 活動計画等

(ア) 顧問は、コロナ禍における活動として、必要性を十分考慮した上で、各中央競技団体及び各連盟のガイドライン等を遵守して計画を立て、生徒や保護者等に対して、丁寧な説明や対応を行い、理解を得た上で活動する。

(イ) 管理職は、計画を確認し、適切に指導する。

(ウ) 生徒本人や同居の家族に体調不良がある者の活動参加禁止を徹底する。

(エ) 感染への不安等から活動への参加をためらう生徒に対して、安心して参加しない選択ができる環境を整える。(参加を強制することや、参加しない生徒が不利になるような不適切な対応は、絶対に行わないこと。)

イ 感染防止対策・事故防止の徹底

(ア) 「体調不良者の参加禁止」、「活動場所の換気」、「感染対策なしでの会話・飲食等の禁止」(以下、「重点取組」という。)を徹底する。

(イ) 健康観察を徹底するとともに、体調不良者の活動参加禁止を徹底する。また、家庭内に体調不良者(未診断の発熱等)がいる場合にも、活動への参加を禁止すること。

(ウ) 専門家による学校訪問の結果やアドバイスを、各学校の感染防止対策の強化に活用する。

保健体育課ホームページ：

<https://www.pref.saitama.lg.jp/f2211/kansenshou.html>

(エ) 更衣場面、休憩場面、活動前後、登下校時等における感染防止対策を徹底する。

(オ) 部室の使用は原則禁止とし、更衣や道具の出し入れ等やむを得ない場合は、換気を十分に行いながらの使用を徹底する。

(カ) 活動場所の換気や飛沫感染防止策を徹底する。特に屋内運動競技での感染事例が多いことを踏まえ、サーキュレータ等を活用し、常時又は定

<p>期的な換気を徹底する。</p> <p>(キ) 運動時は身体へのリスクを考慮して、マスクの着用は必要ない。ただし、生徒の間隔を十分に確保するなどの対策を講じる。</p> <p>また、運動以外の際は、可能な限りマスクを着用する。</p> <p>(ク) 体育館等を使用する場合の部の入れ替えについては、生徒の集合時間等を考慮し、生徒の入れ替えの時間を十分に確保する。</p> <p>(ケ) 活動終了後は、寄り道せずに速やかに帰宅することを徹底する。</p> <p>(コ) 感染症防止に加え、熱中症等による事故防止のために気象情報を積極的に入手することや、気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い場合は活動を中止する等、対策を徹底する。</p> <p>(サ) 事故防止や感染防止の対策を講じられない場合は、活動を行わない。</p> <p>(4) 公式大会等参加への対応について</p> <p>オミクロン株が主流である間における公式大会等への参加については、令和4年4月15日付け教保体第119号「オミクロン株が主流である間の部活動における公式大会等参加への対応について（通知）」及び令和4年4月15日付け事務連絡「オミクロン株が主流である間の部活動における公式大会等参加への対応に関するQ&A」のとおりとする。</p>	<p>期的な換気を徹底する。</p> <p>(キ) 運動時は身体へのリスクを考慮して、マスクの着用は必要ない。ただし、生徒の間隔を十分に確保するなどの対策を講じる。</p> <p>また、運動以外の際は、可能な限りマスクを着用する。</p> <p>(ク) 体育館等を使用する場合の部の入れ替えについては、生徒の集合時間等を考慮し、生徒の入れ替えの時間を十分に確保する。</p> <p>(ケ) 活動終了後は、寄り道せずに速やかに帰宅することを徹底する。</p> <p>(コ) 感染症防止に加え、熱中症等による事故防止のために気象情報を積極的に入手することや、気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い場合は活動を中止する等、対策を徹底する。</p> <p>(サ) 事故防止や感染防止の対策を講じられない場合は、活動を行わない。</p> <p>(4) 公式大会等参加への対応について</p> <p>オミクロン株が主流である間における公式大会等への参加については、令和4年4月15日付け教保体第119号「オミクロン株が主流である間の部活動における公式大会等参加への対応について（通知）」及び令和4年4月15日付け事務連絡「オミクロン株が主流である間の部活動における公式大会等参加への対応に関するQ&A」のとおりとする。</p>	
---	---	--